

消費税率の改定などに伴い、公共施設の使 用料が変わりました

公共施設の使用料は、4月1日から消費税率の税率が8パーセントに改定されたことや、受益者負担の適正化を図るため、全般的な見直しを行いまして、
主な施設は左表のとおりです。
料金の内容など詳しくは、問い合わせてください。

主な施設	問合せ
市営駐車場(鹿島町、幸町、千石町、桜川第1・第2、末広町、常陸多賀駅前)、自転車駐車場	生活安全課 内線 515
市民会館(日立、多賀)、日立シビックセンター(地下駐車場含む)、吉田正音楽記念館、角記念市民ギャラリー	市民活動課 内線 536
かみすわ山荘、会瀬青少年の家	女性青少年課 TEL 26-0315 IP050-5528-4939
金沢葬祭場、霊園(鞍掛山、十王、入野、成沢、東平)、火葬場(中央、金沢、鞍掛山)	環境衛生課 内線 542
保健センター、十王総合健康福祉センター	健康づくり推進課 TEL 21-3300 IP050-5528-5180
日立地区産業支援センター	商工振興課 内線 775
奥日立きららの里、鶴来来の湯十王、久慈サンピア日立、久慈サンピア日立スポーツセンター、日立駅情報交流プラザ	観光物産課 内線 407
たかはら自然体験交流施設	農林水産課 内線 402
かみね動物園、かみね市民プール、ホリゾンかみね	かみね公園管理事務所 TEL 22-5586 IP050-5528-5184
教育プラザ	生涯学習課 TEL 23-9150 IP050-5528-5126
市民運動公園(野球場、陸上競技場、相撲場、テニスコート)、滑川市民広場、武道館(日立、多賀)、スポーツ広場(折笠、諏訪、十王、中里、河原子北浜)、じゅうおう市民プール	スポーツ振興課 TEL 23-9151 IP050-5528-5127

がん検診を受けましょう

がんは日本人の死因の第1位です。定期的な検診を受け、早期発見・治療に結びつけることで、治る可能性は高くなりますので、自分と家族のためにがん検診を受けましょう。

申し込み方法 次の①、②

のかたには、4月下旬頃に通知書をお送りします。通知が届いてから予約が必要な検診を申し込んでください。①前年度に胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診(66歳以上のかたは2年に1回の検診)のいずれかを受けたかた ②今年度に60・65・70歳になるかた *①、②以外のかたは、健康カレンダーにあるのがき(消費税率の改定に伴い、52円分の切手をお貼りください)で申し込んでください。

申し込み期間 4月23日(水)

10月31日(金)

問合せ 健康づくり推進課
TEL 21-3300 IP 050-5528-1518

	胃がん	大腸がん	子宮がん			乳がん	胸部CT(肺がん)
対象者	40歳以上		20歳以上の女性			30歳以上の女性	50歳以上
内容	バリウム検査(X線撮影)	便潜血反応検査	細胞診検査			マンモグラフィ、超音波検査	胸部の断層撮影
自己負担金()内は65歳以上の自己負担金	1400円(500円)	500円(200円)	集団検診	医療機関検診		年齢により異なりますので、詳細は健康カレンダー19ページで御確認ください	50・55・60・65・70・75歳のかたは1000円。それ以外のかたは3500円
			頸部	頸部	頸部+体部		
			1300円(400円)	2300円(800円)	3800円(1200円)		

*年齢は平成27年3月31日現在

介護保険の福祉用具購入費などの「受領委任払い」が始まりました

いったん費用の全額を負担した後、支払いを受ける「償還払い」に加え、費用の全額を負担せずに1割相当額の支払いで利用できる「受領委任払い」ができるようになりました。

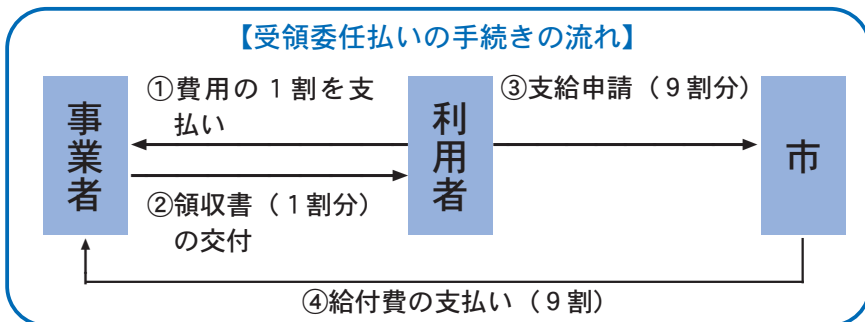
《対象となる給付費》

福祉用具購入費、住宅改修費、緊急短期入所サービス費、在宅復帰支援サービス費

*住宅改修費の受領委任払いを利用する場合は、施工業者を市の登録事業者の中から選んでください。
*事業者の登録申請は随時受け付けています。



【受領委任払いの手続きの流れ】



*必要な書類などがありますので、詳細は問い合わせてください。
問合せ 介護保険課

内線215

後期高齢者医療制度加入者の人間ドック・脳ドックの費用を助成します

《対象》

平成25年4月以後に受診した分で、次の要件をすべて満たすかたが対象となります。

- 人間ドックや脳ドックの受診日に、後期高齢者医療制度に加入しているかた
- 受診日に、市に住民票があるかた、または市から住所地特例の適用を受けているかた
- 申請時に、後期高齢者医療保険料に未納がないかた
- 受診した年度分の助成を受けていないかた
- 脳ドックについては、前回助成された受診日から3年を経過しているかた
- 受診した年度に後期高齢者の健康診査（集団

健診、医療機関健診）を受診しないかた

《助成金の額》

1万7千円が限度額です。限度額に満たない場合にはその費用額となります。

*助成は、1人につき受診した年度（4月～翌年3月）に、人間ドックか脳ドックのいずれか1回限り。

《申請手順》

- ①自分で医療機関を選び、人間ドックまたは脳ドックを受診（市外、県外の医療機関でも対象）
- ②人間ドックまたは脳ドックの費用を医療機関に支払う
- ③国民健康保険課または各支所に、申請に必要なものを持参して申請。

《申請に必要なもの》

- 領収書（氏名及び人間ドック、脳ドックと記載のあるもの）
- 後期高齢者医療被保険者証
- 預金通帳、はんこ（シャチハタは不可）

《申請期限》

人間ドックなどを受診した日から5年以内。

問合せ 国民健康保険課
内線204

